

堺市監査委員公表第 3 3 号

包括外部監査の結果に基づき、措置を講じた旨の通知があったので、地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 2 5 2 条の 3 8 第 6 項の規定により、次のとおり公表する。

令和 7 年 7 月 11 日

堺市監査委員	伊豆丸	精	二
同	大 林	健	二
同	原	繭	子
同	澤	由	美

監査結果に基づく措置通知書

監 査 の 種 類	包括外部監査	
監 査 実 施 期 間	令和6年4月1日 ～ 令和7年1月30日	
指 摘 事 項 等	措 置 内 容	所 管 部 課 等
第4 監査の結果及び意見		
1 社会福祉協議会運営補助		
【意見1：補助効果が把握しにくいことについて】 (93頁)		
社会福祉協議会補助金は、その資金投下量（補助金額）と成果の関係が不明であり、かつ、当該補助金が他の個別補助金の補助対象事業に係る人件費等を横串で刺すように補助していることにより、これらの個別補助金の資金投下量と成果の関係の把握にも悪影響を与えているため、個別補助金について人件費を横断的に本件補助金で補助するという手法は、見直しがされるべきである。 ただし見直しに当たっては、継続的な途切れのない支援を最も必要とする方々への支援という市社協の事業に、急激な影響を与えないよう配慮をする必要がある。	個別補助金対象事業に対する資金投入額が把握できるよう、令和7年度の事務事業評価シートに本補助金による人件費補助相当額を記載し、効果説明を行います。 また、人件費を個別補助金で補助するための整理について、社会福祉協議会が担う事業が継続的な途切れのない支援を目的としたものが多いことから、段階的に見直しを検討します。	健康福祉局 生活福祉部 地域共生推進課
【指摘1：補助金交付が重複して行われるおそれについて】 (99頁)		
社会福祉協議会補助金交付要綱と同要綱で人件費等を補助する対象としている個別の堺市日常生活自立支援事業補助金交付要綱のいずれにおいても「人件費」を補助できる要綱となっている。 補助金交付が重複して行われるおそれがあるので是正されるべきである。	社会福祉協議会補助金及び堺市日常生活自立支援事業補助金の申請等の事務手続において、人件費が重複していないことを毎年度確認していますが、令和7年4月1日付けで、堺市日常生活自立支援事業補助金交付要綱を改正し、補助対象経費の「人件費」を「人件費（登録型生活支援員に係る経費に限る）」に変更し、「賃金」の項目を削除しました。	健康福祉局 生活福祉部 地域共生推進課

【意見2：「補助金見直し調書」の記載について】 (100頁)		
補助金見直し調書の記載に当たっては、補助金見直し調書の各チェック項目について、所管課の判断結果、すなわち、単に適しているか否かの所管課としての判断結果だけではなく、そのように判断した根拠を十分に記載すべきである。 そうしてこそ、その根拠を含めた妥当性が、予算内示の段階をはじめとする各段階において検討されることになると解される。	補助金見直し調書の記載に当たり、「補助金見直しガイドライン」に基づく検証を行い、判断結果及びその理由を十分に記載します。	健康福祉局 生活福祉部 地域共生推進課
2 避難行動要支援者関係事業		
【意見3：個別避難計画作成の進捗に向けた取組について】 (108頁)		
堺市における避難行動要支援者一覧表登載者の避難行動要支援者リスト登載者に占める割合は約33.2%、特に優先度の高い者の割合は約1.9%に過ぎない。 一層速やかに、できるだけ早期に、特に必要性の高い方々についての個別避難計画を作成されるよう努められたい。	個別避難計画の作成には1件ごとに時間を要しますが、庁内外の関係機関等との連携により、特に優先度が高い方について、引き続き同計画の作成を進めます。 今後も、個々の状況に応じたきめ細かな対応を行い、避難の実効性を高められるよう取り組みます。併せて、本人等による同計画の作成についても検討します。	健康福祉局 生活福祉部 地域共生推進課
3 介護予防普及啓発事業（本庁）		
【意見4: 市民への周知について】 (114頁)		
利用者目線に立ち、必要な介護予防普及啓発の情報が分かりやすく記載されたものを作成し、誰でも情報が容易に入手できるようにする必要があります。	介護予防普及啓発に関する市ホームページについて、啓発と参加者募集のページを分けるなど掲載内容を令和7年4月に修正しました。引き続き、利用者にとって分かりやすい情報発信に努めます。	健康福祉局 長寿社会部 長寿支援課
【意見5：アスマイルアプリの活用について】		

(115頁)		
介護予防普及啓発事業のイベントもアスマイルの対象イベントとすることを検討するとともに、案内の際はアスマイル対象イベントであることを周知するなど、イベント参加のモチベーション喚起の工夫が望まれる。	令和7年度の介護予防普及啓発事業の実施に際しては、適宜アスマイルイベントの対象とするほか、案内の際にアスマイル対象イベントであることを周知するなど、イベント参加のモチベーション喚起につながるよう努めます。	健康福祉局 長寿社会部 長寿支援課
【意見6：介護予防普及啓発事業利用者の増加について】 (115頁)		
事業の利用率をより高めるため、市民への周知方法の改善やアスマイルアプリ活用などにより、利用者数の向上に努められたい。	令和7年度にホームページの見直しをはじめ、アスマイルイベントの活用など、介護予防普及啓発事業利用者数の増加に向け、効果的な市民への周知方法や周知媒体等について検討します。	健康福祉局 長寿社会部 長寿支援課
【意見7：関連事業との統合の検討について】 (118頁)		
本事業と目的の重なる別事業（No. 7 介護予防「あ・し・た」プロジェクト事業）から得られる知見を本事業にも反映するとともに、今後は将来的な統合の可能性についても検討されたい。	介護予防「あ・し・た」プロジェクト事業で得た知見を生かし、引き続き、介護予防普及啓発事業を総合的に推進します。	健康福祉局 長寿社会部 長寿支援課
4 包括的支援事業（在宅医療と介護の連携推進）		
【指摘2：在宅医療・介護連携推進事業実施業務委託の従事者資格の確認について】 (123頁)		
業務開始時に業務従事者届や実施体制図などの業務の実施体制が分かるものを提出させ、仕様書の要件の充足を確認することにより、業務履行の確実性を担保する必要がある。	令和7年度の仕様書に業務開始時の業務従事者届の提出について追記し、業務開始時に同届を事業者から徴取しました。	健康福祉局 長寿社会部 長寿支援課
【意見8：在宅医療・介護連携推進事業実施業務委託の実績報告書について】 (123頁)		

仕様書の業務内容と実施報告書の項目立てや順序を一致させ、仕様書の業務内容の実施状況が把握できるよう見直されたい。	令和6年度実施報告書の記載項目について、仕様書の業務内容と対応するよう、様式を変更しました。	健康福祉局 長寿社会部 長寿支援課
5 包括的支援事業（認知症初期集中支援チーム等）		
【意見9：支援件数について】 (125頁)		
支援件数が伸び悩む現在の状況の改善が必要と考えられ、各方面への周知を徹底すべきである。	関係機関に対する研修等の開催を含め、引き続き、効果的に周知します。	健康福祉局 長寿社会部 長寿支援課
【意見10：認知症初期集中支援推進業務委託の実施報告書について】 (126頁)		
仕様書の業務内容と実施報告書の項目立てや順序を一致させ、仕様書の業務内容の実施状況が把握できるよう見直されたい。	令和6年度の実施報告書の記載項目について、仕様書の業務内容と対応するよう、様式を変更しました。	健康福祉局 長寿社会部 長寿支援課
【意見11：認知症地域支援・ケア向上事業実施業務委託の実施報告書について】 (127頁)		
仕様書の業務内容と実施報告書の項目立てや順序を一致させ、仕様書の業務内容の実施状況が把握できるよう見直されたい。	令和6年度の実施報告書の記載項目について、仕様書の業務内容と対応するよう、様式を変更しました。	健康福祉局 長寿社会部 長寿支援課
6 認知症施策総合支援事業		
【意見12：堺市認知症介護実践研修等の参加者数について】 (130頁)		
委託事業者と連携し、参加者を増やすための方策について検討することが望まれる。 よりニーズに合った研修となるよう見直しをすることが望まれる。	令和7年度に認知症介護実践研修等の参加者を増やすための方策について、委託事業者と検討し、適宜見直します。	健康福祉局 長寿社会部 長寿支援課

7 介護予防「あ・し・た」プロジェクト事業		
【意見13：成果の検証について】 (134頁)		
本事業の趣旨から見て成果の検証には時間が必要であるが、今後の成果検証に当たっては、大きなまとめとしての視点だけではなく、統計的な有意差など具体的な数値を含む詳細な検討が必要である。	令和8年度以降の次期契約に向けた事業の方向性を検討する上で、介護予防「あ・し・た」プロジェクト事業の成果について具体的な成果指標も含めて多面的に検証します。 また、より多くの市民が参加できるよう、同事業の拡大についても検討します。	健康福祉局 長寿社会部 長寿支援課
8 権利擁護事業		
【意見14：金銭管理体制の確認について】 (138頁)		
日常生活自立支援事業における不祥事案を受けて市社協内部で金銭管理体制の透明化が取り組まれているが、市も、その実施状況等の確認を行うことが必要である。	令和7年度以降の日常生活自立支援事業補助金の申請書類等において、社会福祉協議会の金銭管理体制や内部監査の実施状況等を書面で確認します。 また、社会福祉協議会で実施している同事業の内部監査に、市の所管課（長寿支援課）の職員も同席の上で確認します。	健康福祉局 長寿社会部 長寿支援課
9 老人集会所運営		
【意見15：一部の老人集会所の利用状況が低迷していることについて】 (140頁)		
利用状況が低迷している施設に対して、市の公金を投下し続けて、老人集会所として現状維持することについては、経済性・効率性に疑問が生じるため、今後、利用が低迷している老人集会所については、「公の施設」としては廃止する、他の用途に転用する等といった方針を整理すること、また	利用率の低い老人集会所について、令和7年度から利用者等に聞き取りを行い、利用率の向上に向けた対策を検討する予定です。 高齢化が進む中で、老人集会所等は高齢者の地域の活動拠点として重要と考えており、各世代との共用や他用途への転用等について、「堺市立の高齢者福祉施設の	健康福祉局 長寿社会部 長寿支援課

全世代が利用可能な形に変更するなども検討すべきである。	あり方に関する基本指針」の改定時に併せて検討します。	
【意見16：老人集会所の老朽化状況の把握について】 (146頁)		
老人集会所について、最低限度の情報（築年数等・建物構造等）を除き、施設の老朽化度合いに関する情報を網羅的には把握しておらず、修繕が必要となった都度対応しているとのことであるが、今後、同時多発的に老朽化による不具合が生じかねないと考えられるため、長期的な維持修繕が必要となる時期の見込みを想定するため、老朽化状況の統一的な把握を行うべきである。	定期的な現場訪問だけでなく、令和7年度に修繕履歴等の整理を行い、老人集会所の老朽化の程度等を把握します。	健康福祉局 長寿社会部 長寿支援課
【意見17：老人集会所の運営委託の在り方について】 (147頁)		
老人集会所は運営に係る契約を地元団体との間で締結し、業務を委託する形になっているが、契約書上、業務内容が曖昧な点がかなりある。市と受託者の責任範囲の明確化のために、適切な内容に整理する必要がある。	令和7年度契約から仕様書等を見直し、業務内容及び責任範囲を明確化しました。	健康福祉局 長寿社会部 長寿支援課
【意見18：老人集会所の運営委託の委託料の支出の在り方について】 (148頁)		
運営経費に関する費用の対価として、年間80,000円（一部別額あり）の委託料を支出しているが、実際の稼働実態に合わせて、より業務量を反映した形の委託料支出になるよう、適宜、検討すべきである。	令和7年6月以降に各老人集会所の実際の運営経費を精査し、業務内容に見合った委託料の支出であるかを検証します。	健康福祉局 長寿社会部 長寿支援課
10 老人福祉施設等補助		
【意見19：老人集会室等の在り方について】 (153頁)		

老人集会室・老人集会所のいずれかが各小学校区に1か所ずつ整備されることを基準としているが、社会的な実情とずれてきていると考えられる面がある。 利用が低迷している場合は、運営補助金を支給しないことを含めて検討するなどの対応を考えられたい。	高齢化が進む中で老人集会所等は高齢者の地域の活動拠点として重要と考えており、各世代との共用や他用途への転用等について、「堺市立の高齢者福祉施設のあり方に関する基本指針」の改定時に合わせて検討します。	健康福祉局 長寿社会部 長寿支援課
【意見20：補助金交付申請時に提出を求める運営計画について】 (157頁)		
一度施設が建築されると、施設のライフサイクルの各段階において、市の公金を長期的に投入することになるため、新築の補助金交付申請の段階で、利用頻度や活動状況などについて、運営計画に具体的な記載を求めることが望ましい。 併せて、補助金交付要綱の様式を具体的なものに整理する必要がある。	令和7年度から、老人集会室整備計画書の記載内容について、より具体的な記載を行うよう地元団体に求め、より適正な補助金執行に努めます。	健康福祉局 長寿社会部 長寿支援課
【意見21：老人集会室の大規模修繕の補助金申請の際に必要な書類のルール化について】 (159頁)		
補助金申請に際して、複数の見積書を提出することを制度的に必須にして、補助金交付要綱又は交付決定の条件に盛り込むことが求められる。	令和7年度から、補助事業者に対する申請手続の案内文書に、複数事業者の見積書に基づく入札等結果報告書の提出を求めることを追記しました。	健康福祉局 長寿社会部 長寿支援課
【意見22：施設修繕に関する記録の保存等について】 (160頁)		
老人集会室の修繕などの補助金の資料の保存期間を5年としているが、現在の老人集会室に関する補助金は、老人集会室が存続する限り、長期にわたって公金から負担し続けるものとなっているため、新たな修繕の補助金申請の際、過去の修繕履歴が分からないことが考えられる。 解決策として、文書の保存期間	老人集会室整備補助金に係る交付申請書類・交付決定書等の文書について、令和7年度4月から用廃簿冊に編集するよう運用を変更しました。	健康福祉局 長寿社会部 長寿支援課

の取扱いを工夫・改善する、各老人集会室の新築・修繕の履歴を一元化したファイルを作成する等の仕組みの構築が必要となる。		
【意見23：堺市総合福祉会館管理運営補助金の完了報告の在り方について】 (160頁)		
補助事業の完了時に提出される収支決算書には、支出項目として費目別の金額の記載があり、参考として当該年度の工事の名称と金額の一覧表が添付されている。 補助対象支出の大部分を占める委託費と工事請負費について、業務委託契約や工事請負契約の内容、契約相手方名、発注方法（入札か随意契約か、随意契約の場合には複数の見積比較をしたのか、長期継続契約か等）、契約日、支払日などの一覧表を提出させるべきである。 そのためには、補助金交付要綱を改定する必要がある。	令和7年度から総合福祉会館管理運営補助金の補助対象支出の大部分を占める委託費と工事請負費の詳細（内容、契約相手方名、発注方法、契約日、支払日など）を収支決算書に一覧表として添付するよう、社会福祉協議会と協議し、合意しました。	健康福祉局 長寿社会部 長寿支援課
【意見24：堺市総合福祉会館の長期的な修繕等について】 (162頁)		
堺市総合福祉会館という建物の維持保全に関するコストのうち、貸館収入等で賄い切れない部分について、半永久的に市が負担し続けるという構図となっていることに鑑み、毎年度の補助金交付申請書においては、補助対象事業年度の予定工事についてだけでなく、①過去の工事実績、②補助対象事業年度の予定工事、③補助対象事業年度以降の予定工事、④過去に定めた保全計画との変更点について明示した書面を提出させる形にすべきである。	令和7年度から総合福祉会館管理運営補助金に係る補助金交付申請書類の添付資料として、工事等の実施計画書類の提出を社会福祉協議会と協議し、合意しました。	健康福祉局 長寿社会部 長寿支援課
【意見25：堺市総合福祉会館管理運営補助金の支給方法について】 (163頁)		
市社協側の資金需要を考慮し	令和7年度から総合福祉会館管	健康福祉局

て、概算払い及び年4回払いが採用されているが、堺市側の補助金交付に関する決裁文書を見ても、年4回払いを採用した根拠や各回の支払額が異なる根拠について具体的な記載はなされていない。 合理的な理由を決裁文書に明示すべきである。	理運営補助金に係る決裁文書に概算払を採用すること及び各回の支払額が異なる理由について、「工事の進捗に伴う資金需要を考慮し、年4回の概算払とする」と明示しました。	長寿社会部 長寿支援課
【意見26：堺市総合福祉会館管理運営補助金の補助対象事業である工事内容の変更について】 (165頁)		
実質的な意味での「補助対象事業」は、毎年度に行われる「建物」の工事等であり、補助金交付申請・交付決定の時点で、補助事業としての工事等の内容について確定させ、年度途中において、工事予定を変更することは補助事業の変更となり、補助金交付要綱に基づく市長の承認が必要になるが、その手続がなされていなかった。 今後、年度内に行う工事内容の変更があった場合には、基本的には市長の承認を得るようにすべきである。	令和7年度から総合福祉会館管理運営補助金の対象事業である工事等の内容に変更が生じた際は、変更交付申請書の提出を求め、市長の承認手続を行います。	健康福祉局 長寿社会部 長寿支援課
11 全国健康福祉祭派遣事業		
【意見27：市民への周知について】 (167頁)		
全国健康福祉祭へ堺市選手団の派遣を行う事業であるが、出場の結果の市民への発信は、市のホームページでの「総合開会式の様子」の写真の掲載のみとなっている。 市のホームページや広報紙（広報さかい）などにも簡単に結果を掲載する等の方法で市民にも発信することが望ましい。	令和7年1月22日に市ホームページに令和6年度ねりんピック鳥取大会への堺市選手団の派遣状況を掲載しました。 また本人の了承を得た上で、成績優秀者の方の競技結果を掲載し、情報発信を行いました。	健康福祉局 長寿社会部 長寿支援課

12 老人福祉センター管理運営		
【意見28：老人福祉センターの今後の在り方について】 (172頁)		
以前から指摘されている「利用者の固定化」に関する直接的な打開策は難しいが、少なくとも「高齢者が主体的に健康増進や介護予防に取り組み、すこやかに暮らし続けられる地域社会」という方向性に直接的につながっているような取組が増えることが望ましい。市と指定管理者の協働による取組が重要と思われる。	2か月ごとに実施している全老人福祉センターとの定期会議などを通じて、適宜各センターの指定管理者と密に情報共有を行っています。 今後も各老人福祉センターの指定管理者と協働した取組を実施します。	健康福祉局 長寿社会部 長寿支援課
【意見29：老人福祉センターの指定管理者の公募の在り方について】 (174頁)		
老人福祉センターの指定管理者の選定は、平成23年度の指定管理者制度の導入当初から公募制が採用されており、最初の公募の際は複数者による応募があったが、いったん選定されると、それ以降の公募に際しては、旧・指定管理者が、そのまま公募に応募する（1者のみの応募）状況が続いている。 このような状況は指定管理者の公募制の本来の趣旨である価格競争が実現しておらず、また、複数の者からより良い施設の管理運営のための提案を受けるといった流れも実現できていない。 公募実施の際の情報周知の在り方等の工夫や応募をしない理由の調査などの改善策を検討されたい。	令和6年度に実施した老人福祉センター指定管理者の公募では、堺・西区域に2者、南区域に3者の応募がありました。今後も複数者に応募いただけるよう周知を行います。	健康福祉局 長寿社会部 長寿支援課
13 緊急通報システム事業		
【意見30：随意契約が長期化していることについて】 (178頁)		
委託契約の契約方法について、	令和7年度に緊急通報システム	健康福祉局

公募型プロポーザルや総合評価一般競争入札などの手法を採用する余地がないのかを検討するべきである。	事業の契約方法について、メリット・デメリットを整理した上で、他の契約手法について検討します。	長寿社会部 長寿支援課
【意見31：今後の緊急通報システムの在り方について】 (191頁)		
堺市が現在と同様の緊急通報装置を利用し始めてから少なくとも既に20年が経過しており、この間、携帯電話の技術や、GPS機能の搭載などの技術の向上、現行の緊急通報装置の製造終了の可能性、固定電話を持たない世帯の増加などの外部環境の変化も生じていると思われる。 これらのことを踏まえ、今後利用者のニーズなども踏まえて、より良い緊急通報システムの在り方の検討がなされるべきである。	令和7年度に他市事例の調査や事業者、消防局への聞き取りを行い、緊急通報システムの在り方について検討します。	健康福祉局 長寿社会部 長寿支援課
14 地域介護予防活動支援事業(地域のつながりハート事業等)		
【意見32：堺市と市社協の補助金支給基準統一化の検討を含む事務フローの改善について】 (196頁)		
堺市は、事務フローを確認し、事務の無駄の改善などを検討すべきである。	令和7年5月の精算事務及び支払事務実施時に、社会福祉協議会の事務フローを確認し、事務の無駄など効率化に向け改善の余地が無いかを点検した結果、市要綱と社協要綱の基準が異なる中で、各基準との整合を機械的に確認できるよう工夫しており、事務を効率的に実施していることを確認しました。	健康福祉局 長寿社会部 長寿支援課
【意見33：適正な履行の確保に向けた取組について】 (200頁)		
市としても補助金が市及び市社協の要綱に従い、校区福祉委員会にて適正に履行されていることを	社会福祉協議会において各校区で補助金が適正に履行できているかを確認の上で、市に報告する仕	健康福祉局 長寿社会部 長寿支援課

確認できる仕組みを検討すべきである。	組みが構築され、運用されていることを確認しました。 具体的には、令和7年2月、社会福祉協議会本部が地域の活動者向けに補助金の適切な支出に関する説明資料を作成しました。また、社会福祉協議会各区事務所の職員が各校区福祉委員会を訪問し活動記録や現金出納簿等の書類を確認しました。 さらに、各校区から提出された実績報告書類の内容を本部と各区事務所がダブルチェックを行うなど、社会福祉協議会が適切に履行確認していることを確認しました。	
15 包括的支援事業（地域包括支援センター等）		
【意見34：地域型地域包括支援センターと基幹型地域包括支援センターの役割分担について】 (210頁)		
地域型地域包括支援センターと基幹型地域包括支援センターとの役割分担を明確にするための取組を進めていくべきである。	令和7年度に地域型地域包括支援センターと基幹型包括支援センターが高齢者の総合相談窓口としてより効果的に連携して高齢者を支援できるよう、両者の役割分担について検討します。	健康福祉局 長寿社会部 長寿支援課
【意見35：重点取組事項の総括について】 (212頁)		
業務委託契約における履行確認という観点のほか、当該年度の事業の達成状況の総括と次年度の重点取組事項の策定の契機という観点からも重点取組事項の総括が行われるべきである。	地域包括支援センター委託契約仕様書に定める重点取組事項に係る取組とその達成状況は、これまでも各地域包括支援センターへのヒアリングを通じて確認していますが、各取組の達成状況や次年度に向けた課題と改善をより意識できるよう、令和6年度中に報告書類の様式を見直し、令和7年度から新しい様式を使用しています。	健康福祉局 長寿社会部 長寿支援課
【意見36：本事業の利用案内について】		

(214頁)		
本事業の利用案内に関し、具体的な活動を記載したリーフレットの周知を拡充することで利用を促すことを検討すべきである。	地域包括支援センターに関連する各種リーフレットを併せて確認できるよう、令和7年2月14日付けで市ホームページの掲載内容を更新しました。	健康福祉局 長寿社会部 長寿支援課
16 おむつ給付金（本庁）		
【意見37：おむつ給付金の支給対象の見直しについて】 (217頁)	現在の介護保険事業計画期間（令和6年～令和8年度）中に他市の状況等も参考にしながら、おむつ給付金の在り方について検討します。	健康福祉局 長寿社会部 長寿支援課
17 堺市高齢者世話付住宅（シルバーハウジング）生活援助員派遣事業		
【意見38：随意契約の理由及び業務内容の見直しについて】 (222頁)		
本事業を特命随意契約とすることの見直しを行うか、少なくとも特命随意契約とする理由の整理を行うべきである。	令和7年度に特命随意契約とする理由を整理します。 また、契約方法について他市の状況等も参考にしながら検討します。	健康福祉局 長寿社会部 長寿支援課
【意見39：実施報告書の記載内容等について】 (223頁)		
実施報告書は詳細に記録して、具体的な事業の履行状況が見える化すべきである。 また、事業内容の報告書への記載方法の統一を図るほか、受託法人間で情報・ノウハウを共有し、スキルの向上に努めることができるようにすべきである。	令和7年度の契約から、事業の履行状況をより明確に把握するため、実施報告書の記載要領を作成し、記載方法の統一を図りました。 また、必要に応じて各事業所とコミュニケーションを取り、対応事例等の情報共有に努めます。	健康福祉局 長寿社会部 長寿支援課
18 介護予防・生活支援サービス事業		
【意見40：利用者・事業者への周知の在り方について】 (227頁)		

利用者及び参入事業者が少ない当事業について、市としての位置付けや方向性を明確にした上で、利用者や事業者の立場に立った情報の発信を心がけるべきである。	地域包括支援センター及び居宅介護支援事業所向けの「介護予防支援・介護予防ケアマネジメントマニュアル」改訂時に、当事業の市としての位置付けや方向性を改めて示します。 また、令和7年度版の「高齢者保健福祉ガイドブック」では、基本チェックリストの説明を追加し、利用者にとってより分かりやすい情報発信になるよう努めました。 加えて、令和7年度中に市ホームページで利用者向けに事業の説明を行うページを充実させます。	健康福祉局 長寿社会部 長寿支援課
19 介護給付等適正化事業		
【意見41：事業の目標数値の設定について】 (238頁)		
本事業の実施により実現した給付適正化の件数や適正化した割合など、市民に分かりやすい事業の実施成果を示すことによって、介護保険料に対する理解も進むと思われるので、本事業の実施に係る分かりやすい目標数値の設定を検討されたい。	ケアプラン点検事業の効果を測定できるような評価方法を検討し、令和8年度から目標数値を設定します。	健康福祉局 長寿社会部 介護保険課
【意見42：事業の成果について】 (240頁)		
介護保険料が全国的に見ても高い堺市においては、適正化事業の果たす役割は大きく、後期高齢者の増加など、更なる高齢化の進展による介護保険財政の厳しさを踏まえつつも、様々な適正化事業を十分に実施することで、介護給付サービスの適正化を図ることによって初めて、介護保険料の負担について被保険者の理解を得ることができるのではないかと考えるため、更なる取組の強化を検討されたい。	介護給付等適正化事業について、令和7年度から、福祉用具貸与調査は調査回数を年1回から半年に1回に増やし、また、調査範囲の拡大等も検討します。さらに、給付内容の点検を新たに実施します。	健康福祉局 長寿社会部 介護保険課
【意見43：介護給付費の通知について】		

(242頁)		
事業の実施効果の測定及び活用方法の検証のため、介護給付費通知で検出された情報の分析・検討を実施し、その結果を事業者指導の実施主体である介護事業者課と共有するための方策（分析結果をまとめたスプレッドシートの定期的な共有など）についても併せて検討されたい。	令和7年度から介護給付費通知を契機に区役所等に寄せられた情報について定期的に介護事業者課に提供します。	健康福祉局 長寿社会部 介護保険課
【意見44：パスワードの設定及び管理について】 (243頁)		
各種データへのアクセスに際してのIDとパスワードの定め方を見直すことが相当である。 また、ID及びパスワードを1通の手順書に記載する扱いは改めるべきである。 また、現行のシステムあるいは今後のシステム更新時においてIDとパスワードを変更するものとするのがコスト面から事実上できないとすれば、そのようなシステム設計としたことの可否を検証した上で、今後は情報セキュリティの観点からID・パスワードを設定する目的を達成することが可能なシステムを構築されたい。	当課が作成している手順書において、IDとパスワードの記載を削除し、別管理としました。	健康福祉局 長寿社会部 介護保険課
20 家族介護慰労事業		
【意見45：制度継続の必要性について】 (248頁)		
介護保険制度が広く周知されている現在においては、補助金を交付することの必要性は薄れているのではないかと考える。 今一度、制度存続の必要性について再検討されたい。	介護サービスの利用拒否や経済的理由のため制度利用が困難な対象者に対し、対象者の状況確認や介護保険サービスやその他の公的私的サービスへのつなぎをする契機でもあることから、現在の介護保険事業計画期間（令和6年～令和8年度）において、家族介護慰労事業を実施します。 国の方向性や他自治体の状況調	健康福祉局 長寿社会部 介護保険課

	査等を行い、次期の介護保険事業計画期間（令和9年～令和11年度）に向けて事業の必要性を検討します。	
21 介護サービス相談員派遣事業		
【意見46：仕様書と実施内容の不整合について】 (251頁)		
実際上の施設訪問回数が月2回から月1回に減少しているのであれば、仕様書における訪問予定回数を月1回に変更した上で訪問対象とする施設数を倍増させるなど、事業の実施効果が低下しないように仕様内容の見直しを検討すべきである。 施設訪問回数が減少すれば、事務局における事務手続も減少することが想定され、見積りの妥当性を精査し、予定価格が相当であるか検討すべきである。	令和7年度から、訪問回数を月1回に仕様を見直し、仕様変更に合わせて予定価格も見直しました。	健康福祉局 長寿社会部 介護保険課
22 介護認定事業		
【意見47：介護認定審査会の運営効率化について】 (255頁)		
介護の生産性向上、DX化が求められる昨今において、要介護認定業務においても、データ化、ペーパーレス化を通じた事務負担の軽減に取り組む必要がある。 また、審査会を原則リモートで開催することを要介護認定業務のDX化と併せて検討されたい。	令和8年度の認定審査会資料のペーパーレス化のシステム導入に向けて、調査検討します。 審査会のリモート参加に関しては、既にオンラインでの参加ができる環境を整備済みであり、希望する審査員はオンラインで参加しています。	健康福祉局 長寿社会部 介護保険課
【意見48：要介護認定までの期間の短縮について】 (260頁)		
令和5年度においては、理由は別にして法定期限を遵守できていないことは事実である。要介護認定のDX化なども含め、期間短縮のために一層の努力をされたい。	要介護認定の期間短縮を図るため、区役所間相互で協力して認定調査を行っています。 要介護認定までの事務処理期間の短縮に向けた要介護認定事務の	健康福祉局 長寿社会部 介護保険課

	DX化は、標準準拠システムへの連携を前提として導入するため、システム情報や他自治体の状況を調査し検討します。	
【意見49：認定調査委託に係る契約手続の簡素化について】 (261頁)		
報酬額が低廉であるにもかかわらず契約書の作成など事務負担が大きく、主治医意見書のような契約書・見積書を不要とする支払ができないかなど、発注者側としてなるべく事業者の事務負担が軽減されるように配慮することが望まれる。 また、堺市側も本契約事務には多大な事務負担を要しており、契約規則に照らして契約書、見積書を作成せずに委託できる余地がないのか、今一度真摯な検討が望まれる。	認定調査業務を居宅介護支援事業所等に行わせることは「委託」であるため、「役務費」ではなく「委託料」として支出しています。 また、当該業務は個人情報を取り扱うことから契約書を作成する必要があるため、現状の契約手続となっています。 事務の簡素化の可能性について検討し、関係課と協議します。	健康福祉局 長寿社会部 介護保険課
23 介護保険事業にかかる保険給付費等		
【意見50：高額介護サービス費の未償還について】 (265頁)		
本来償還されるべき額を本人に償還しないまま時効を迎えるのは妥当とはいえず、市としてなるべく未償還が生じないような仕組みを講じるべきと考える。	高額介護サービス費の申請手続の注意喚起をパンフレットに記載し、利用者に周知してもらうよう、介護事業者にも、指導資料を通じ改めて制度について周知しました。 勧奨通知を受理した後、速やかに申請していただけるよう、令和7年度に勧奨通知の案内文等を見直す予定です。	健康福祉局 長寿社会部 介護保険課
24 介護保険料徴収事務		
【意見51：滞納介護保険料の徴収について】 (270頁)		
滞納介護保険料の徴収に向け	滞納介護保険料について、滞納	健康福祉局

て、職員が準拠すべきマニュアル等を作成し、これに基づき、滞納処分による差押えを含め、積極的な徴収を図られたい。	処分による差押えの実施に向け、マニュアルや調書の整備を進めています。 税務部門に加えて、国民健康保険・後期高齢者医療部門との情報共有により、交付要求をこれまで以上に積極的に実施します。	長寿社会部 介護保険課
【意見52：コンビニエンスストア等における納付について】 (276頁)		
介護保険料の納付について、コンビニエンスストアでの納付等様々な納付方法を認める扱いとすることを検討されたい。	介護保険システムの標準準拠システムへの移行に併せて、コンビニ収納、地方税統一QRコード付納付書、キャッシュレス決済等の導入を検討します。	健康福祉局 長寿社会部 介護保険課
【意見53：滞納者が死亡した後の徴収事務について】 (277頁)		
介護保険料の支払義務を負う者が死亡した場合、未納保険料について、相続人または連帯納付義務者に対する徴収をより積極的に行われたい。	死亡により資格喪失した被保険者の滞納保険料について、令和7年度から連帯納付義務者に対する案内を開始します。	健康福祉局 長寿社会部 介護保険課
25 住宅改修支援事業		
【意見54：支給申請書の記載内容の確認の徹底について】 (279頁)		
堺市は、支給対象者の資格について改めて検討の上、必要に応じて要領において支給対象者の要件をより具体的に定義するとともに、申請書が提出されたときは申請書の各記載が適正になされているか都度確認することを徹底すべきである。	令和7年4月に要領及び様式を改正し、住宅改修支援事業に基づく手数料の支給対象者の要件を明確に定義しました。 受付時の記載の確認の徹底について、令和7年3月に各区担当者に周知しました。	健康福祉局 長寿社会部 介護保険課
26 老人福祉施設整備		
【意見55：高齢者施設の整備目標達成に向けた取組について】 (284頁)		

堺市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画に基づく高齢者施設の整備目標を達成できるよう、事業者に対する周知の方法や在り方を検討し、工夫されたい。	現在の介護保険事業計画（令和6年～令和8年度）に基づく施設等整備については、令和6年8月19日に事業者を募集しましたが、予定の整備数を充足できなかったため、令和7年3月14日に再度募集しました。募集に当たっては、市ホームページに情報を掲載するのみならず、施設等運営法人に対して当該募集の実施を電子メール等で案内するなど、周知方法を工夫しました。	健康福祉局 長寿社会部 介護事業者課
【意見56：事業者による業者選定に競争性を確保するための取組について】 (288頁)		
補助金を交付するに当たり、補助対象事業者が補助事業に関し行う契約について一般競争入札等による業者選定を求める場合、実質的な競争性が確保されるよう、その入札の方法等について積極的に事業者に対し指導等されたい。	令和6年度も、堺市地域介護・福祉空間整備補助金の補助対象事業者に対して、補助事業に係る契約を本市の入札手続に準拠して実施するよう指示しており、事業者からは入札を実施した旨の報告を受け、内容を確認しています。 令和7年度以降も引き続き、本市入札手続に準拠して、競争性の確保に向けた事業者への指導を行います。	健康福祉局 長寿社会部 介護事業者課
【意見57：補助対象経費について】 (290頁)		
当該補助金は施設開設準備事務経費を補助対象としているが、開設準備に該当するか疑念のある経費が含まれていた。 補助金の原資を交付する大阪府に対し改めて補助対象となる経費について確認を求め、また、堺市としても補助対象とすべきかどうか、より一層の精査を行うべきである。	堺市地域介護・福祉空間整備補助金の補助対象経費は、大阪府の要綱により示されていますが、補助対象であるか疑義が生じた場合には、その都度大阪府に確認した上で、市としても補助対象とすべきかどうかを精査しています。令和7年度以降も引き続き、適正な運用を行います。	健康福祉局 長寿社会部 介護事業者課
【意見58：文書保存期間の見直しについて】 (292頁)		
堺市地域介護・福祉空間整備補助金交付要綱及び堺市老人福祉施設等整備補助金交付要綱に基づく	令和7年度から、補助事業者に義務付けた書類保存期間以上の期間、文書を保存するよう保管期間	健康福祉局 長寿社会部 介護事業者課

補助金交付に関する資料の保存期間は、短くとも事業者に義務付けた書類保管期間以上の期間とされたい。	を変更しました。	
27 介護事業者指定・指導事務		
【指摘3：運営指導の実施件数について】 (298頁)		
国が示す指定又は許可の有効期間である6年に1回の運営指導の実施についても、民間委託を行わなければ達成できない状況となっている。 国が示す実施頻度である6年に1回行うことは当然として、事業者のリスクに応じて運営指導の内容を強化することが必要である。 運営指導の量的向上を図るため、民間委託の活用を一時的にではなく継続的に実施することとし、国が示す実施頻度を達成した上で、よりきめ細かな運営指導を行っていくべきである。	令和7年度は、指定市町村事務受託法人による運営指導（民間委託）を引き続き実施します。 また、今後も継続して、事業者等の状況に応じて、適時適切に照会調査（行政指導）を実施します。	健康福祉局 長寿社会部 介護事業者課
【意見59：指定情報公表センター運営業務の業者選定における競争性確保について】 (300頁)		
介護サービス情報の公表に係る指定情報公表センター運営業務の委託業者選定に当たっては、入札参加事業者が増えないことについての構造的要因を調査検討するとともに、設計価格の見直し等、競争性を高めるための改善を図られたい。	業者選定の入札の実施について、令和7年度中に他市の事例を調査し、参考となる手法があれば本市でも活用するなど、入札参加事業者の増加につなげられるよう努めます。	健康福祉局 長寿社会部 介護事業者課
【意見60：研修のフォローアップについて】 (302頁)		
介護事業者指定・指導事務において研修を実施したときは、単に研修の実施やホームページやメールでの情報発信を行うだけにとどまらず、事業者がその研修を踏まえより適切に介護事業を行うこと	介護保険法に基づき厚生労働大臣が定める「介護保険事業に係る保険給付の円滑な実施を確保するための基本的な指針」において、ICT・介護ロボット導入等による介護現場の生産性向上の取組は都	健康福祉局 長寿社会部 介護事業者課

ができるよう、フォローアップのための個別具体的な取組を行われない。	道府県が主体となり進めることとされているため、引き続き、大阪府と連携しながら、また、セミナーでの受講者アンケート調査の結果を踏まえ、より事業者にとって有用な機会となるよう、内容の向上等につなげます。	
【意見61：事業者からの受講報告について】 (303頁)		
受講報告書の提出については、必ず求めるべきものであり、再度の徹底を図られたい。 受講報告書未提出の事業者については、制度の理解不足等による事務不備のリスクも高まっていると考えられるため、報酬改定の内容や運営指導でよく見られる指摘事項等の必要な情報を積極的に提供するとともに、報告書未提出の事業者に対して運営指導を行う際に、一層慎重な確認を行うなどの必要な対応を図るべきである。	集団指導における、受講報告書の未提出事業所についてリスト化し、未提出事業所については提出を促します。運営指導の際にも活用します。	健康福祉局 長寿社会部 介護事業者課
28 救急医療対策事業		
【指摘4：実績報告書の確認について】 (307頁)		
申請時の収支予算書と実績報告時の収支決算書における収入・支出の金額が全て一致している。 収支決算書の一部について、補助事業者の正味財産増減計算書内訳表の計上額と一致しない等の問題が見られる。 補助事業者は、補助事業に係る収入・支出の実績を適切な科目及び金額により収支決算書に記載する必要がある、所管課はその内容を十分に確認した上で補助金の額を確定する必要がある。	救急医療対策事業運営費補助金の補助事業者に対し、補助事業に係る収入・支出の実績を適切な科目、金額で収支決算書に記載することを令和7年3月14日及び3月18日に周知しました。（補助事業ごとに発出） また、補助金の確定に当たり、提出された収支決算書の所管課による確認が不十分であった点を踏まえ、提出資料の内容の精査を徹底し、必要に応じて補助事業者ヒアリングを行い、妥当性を確保します。	健康福祉局 健康部 健康医療政策課
【意見62：補助対象経費の範囲について】 (308頁)		

病院群輪番制病院運営事業について、補助金確定額を補助対象経費で除した補助率を見ると、最低0.3%から最高10%までと広く分布している。 各病院の経費の支出状況について比較可能性が確保されるよう、補助対象経費の範囲を明確化することを検討されたい。	救急医療対策事業運営費補助金の補助対象経費の範囲は一定示していますが、補助事業者により認識に差異があると考えられる点を踏まえ、より一層の明確化を図り、補助事業者に対し、対象経費の範囲の再確認や、補助対象経費の算出方法について令和7年3月14日及び3月18日に周知しました。 (補助事業ごとに発出) また、真に補助対象事業に要した経費が精緻に算出されるよう指導します。	健康福祉局 健康部 健康医療政策課
29 看護師確保対策事業		
【指摘5：堺看護専門学校の学科再編による繰越金の発生について】 (310頁)		
堺看護専門学校の規模縮小によって3年連続繰越金が発生しており、特に、令和5年度においては、補助金額の約3分の1に当たる額が繰越金となっている。 看護第2学科の修業年限は3年であることから、令和8年度まで学生数が逡減していくことになるが、この間の収支の推移を注視して、適切な補助金額の水準を検討する必要がある。	令和7年度末に看護第2学科が廃止され、看護第1学科も令和10年度末に廃止されることが決定しました。 堺看護専門学校の規模縮小及び令和10年度末の閉校を見据え、補助事業者との協議を進め、補助金額を見直します。 今後も、同校のこれまでの収支の推移や規模縮小により生じる影響を踏まえ、適切な支援内容となるよう協議を重ねます。	健康福祉局 健康部 健康医療政策課
30 がん検診（本庁）		
【意見63：がん検診読影業務の見積内訳の入手について】 (313頁)		
がん検診に係る読影業務については、契約に先立って堺市医師会から見積書を入手しているが、読影料及びフィルム管理料の総額の記載のみにとどまっている。 詳細な見積内訳の提出を求め、見積金額の妥当性を検討する必要がある。	令和7年度の契約分について、令和7年3月25日に詳細な見積内訳提出を受け、見積金額が妥当であることを確認しました。	健康福祉局 健康部 健康推進課

【意見64：がん検診読影業務における読影会回数の設定について】 (314頁)		
委託契約に当たり、基本部分の読影会回数を超過した場合、超過分の回数に単価を乗じた額を委託期間終了後に支払うこととしているが、基本部分に比して超過分の回数が多くなっている。 過剰払いを防ぐという意図は理解できるところではあるが、基本部分について過去の実績に近い回数に設定した上で、基本部分の回数を下回った場合の精算の取扱いを契約書に明記する方が、契約の実態を反映することになると考える。	令和7年度の契約から、がん検診読影業務の運営管理経費と読影料を切り分け、運営管理経費は前金払（前期・後期）に、読影料については6か月ごとの実績払としました。	健康福祉局 健康部 健康推進課
31 ひきこもり支援事業		
【意見65：事務事業評価シートにおける指標について】 (317頁)		
各事業の実施回数が「成果指標」として、各事業の利用者数が「活動指標」として設定されていた。 事務事業評価シートにおける成果指標は事業目的の達成状況を測定するものであり、活動指標は成果を上げるための手段であるという考え方からすると、成果指標と活動指標は逆に設定することが適切であった。	令和6年度事務事業評価シートにおいて対応済みです。	健康福祉局 健康部 こころの健康センター